

横芝光町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に取り組むため、横芝光町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 横芝光町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 庁議（横芝光町庁議規程（平成18年横芝光町訓令第3号）に定める庁議をいう。）の構成員（町長、副町長及び教育長を除く。）
- (2) その他本部長が必要と認める者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 本部長は、第2条に掲げる事項の専門的な内容を検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 設置する部会は、本部長が別に定める。

3 部会には、部会長を置き、互選により選出する。

4 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(ワーキングチーム)

第7条 本部長は、第2条に掲げる事項を推進するにあたり、具体的な施策を検討するため、ワーキングチームを設置する。

2 ワーキングチームのリーダー及び構成員は、本部長が指名する者とする。

3 ワーキングチームは、本部長から付託された事項を調査研究し、部会に報告する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。